

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例制定について

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例を次のように定める。

平成24年1月25日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例

周南市の政策推進における部等の役割を定める条例(平成20年周南市条例第45号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、政策の推進を担う市の組織の役割を定めることにより、市政発展に向けた政策の着実かつ積極的な推進を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させ、政策の推進を担う組織として、次の部及び室を置く。

- (1) 企画総務部
- (2) 行政改革推進室
- (3) 財務部
- (4) 地域振興部
- (5) 環境生活部
- (6) 福祉部
- (7) 健康医療部
- (8) 経済産業部
- (9) 建設部
- (10) 都市整備部
- (11) 中心市街地整備部

(12) 競艇事業部

2 前項に定めるもののほか、政策の推進を担う組織は、次のとおりとする。

- (1) 上下水道局
- (2) 消防本部及び消防署
- (3) 教育委員会事務局

(組織の役割)

第3条 前条第1項及び第2項に定める組織は、市民の視点に立った具体的な施策の推進を図り、相互の連携により的確に役割を遂行するものとする。

2 組織の役割は、次のとおりとする。

(1) 企画総務部

- ア 政策の企画及び総合調整により、的確な政策を推進する。
- イ 広聴及び広報活動を充実するとともに、情報公開を推進し市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を推進する。
- ウ 行政事務の情報化及び地域情報サービス機能の整備促進により、総合的な情報化推進施策を展開する。
- エ 人材を確保し、その能力開発及び効果的な活用を推進することにより、人づくりの基盤整備を図るとともに、働きやすい職場環境づくりを促進する。
- オ 危機管理意識の高揚に努め、都市防災機能及び地域の自主防災体制の強化により、安心・安全なまちづくりを推進する。

(2) 行政改革推進室

- ア 行政サービスの継続的な改善及び見直しにより、積極的に行政改革を進め、市民本位の効率的かつ健全な行政運営を推進する。
- イ 公共施設の見直しを行い、施設の整備、再編、集約化等を進め、将来の安定した財政運営を確立する。

(3) 財務部

- ア 安定的な財政運営を推進し、財政基盤の確立を図る。
- イ 市有財産の適正な管理並びに効果的な運用及び活用について総合的な調整を図る。
- ウ 適正かつ公平な市税等の賦課徴収により、収入の確保を図る。

エ 技術指導、総合調整等により入札・契約の適正な履行の確保を図るとともに、適正かつ公平な契約制度の運用を図る。

(4) 地域振興部

ア 地域コミュニティの充実、市民活動及び市民参画を推進することにより、市民と行政の協働環境を整備し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進する。

イ 市民の暮らしに視点を置いた中山間地域づくりを総合的かつ戦略的に推進する。

ウ 観光基盤の整備、イベント、地域資源及び文化財を活用したツーリズムの充実により、コンベンションシティの推進及び観光交流の振興を図る。

エ 姉妹都市及び友好都市との交流並びに国際交流を進め、市民意識の高揚と国際化の推進を図る。

(5) 環境生活部

ア 公害防止、生態系の保全、自主的な環境活動等の促進により、環境汚染の防止並びに自然環境の保全及び継承を図る。

イ 省資源・省エネルギー対策の総合的な推進及び新エネルギーの利用促進により、環境負荷の少ない社会の形成を促進する。

ウ ごみの再資源化・減量化の促進その他の総合的な廃棄物対策の推進により、循環型社会の形成を促進する。

エ 戸籍、住民登録等の窓口サービスを充実し、市民満足度の高い行政を推進する。

オ 交通安全、防犯対策、生活交通の確保及び市民相談の充実を図ることにより、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する。

カ 市民一人一人の人権が尊重されるまちの実現を目指し、人権尊重を踏まえた行政を総合的に推進する。

キ 性別に関わりなく個性と能力を發揮できる社会づくりを推進する。

(6) 福祉部

ア 総合的な福祉サービスを提供できる地域福祉推進体制並びに相談及び支援体制を整備することにより、市民福祉の充実を図る。

イ 生活困窮者への支援により、自立を助長するとともに、社会援護の充実を図る。

ウ 高齢者に対する支援体制の推進及び日常生活の支援により、高齢者福祉の充実を図る。

エ 介護保険のサービス提供及び支援体制の整備により、介護保険の充実を図る。

オ 障害者に対する支援体制の推進及び障害者の日常生活の支援により、障害者福祉の充実を図る。

カ 子育て支援の推進により、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備することにより、児童福祉の充実を図る。

(7) 健康医療部

ア 地域の医療施設並びに地域医療体制及び救急医療体制の整備により、市民の信頼に応える医療サービスの充実を図る。

イ 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の財政運営の安定化に努め、社会保障制度の充実を図る。

ウ 健康に対する意識の啓発及び保健指導を進めることにより、市民の健康管理及び健康増進を推進する。

(8) 経済産業部

ア 魅力ある商業地の形成、経営の近代化等の環境整備を進めることにより、商業の振興を図る。

イ 中小企業の振興、新規産業の創出のための環境整備、企業誘致、起業家支援の推進等により、産業の振興を図る。

ウ 就業機会の拡大及び勤労者への支援により、雇用の安定と勤労者福祉の充実を図る。

エ 経営の効率化及び安定化、生産基盤の整備、多様な担い手づくり、都市と農山漁村の交流等により、農山漁村地域の多面的機能の保全及び農林水産業振興を図る。

オ 動物園を魅力ある施設として運営することにより、余暇及び憩いの場、命の大切さを知る場並びに自然環境に対する見識を向上する場を提供する。

(9) 建設部

ア 幹線道路網及び生活道路の整備促進並びに環境に配慮した道路空間の創造及び交通施設の整備・充実により、安心・安全・快適な交通環境の整備を図る。

- イ 河川・排水路の整備並びに土砂災害対策及び港湾事業の推進により、災害から市民を守り、安心して暮らせるまちづくりを推進する。
 - ウ 多様化するライフスタイルに対応した住宅への支援及び公営住宅の整備・充実により、住宅環境の整備を図る。
 - エ 地域特性に配慮し、親しみやすく、便利かつ安全な公共建築物の整備を図る。
- (10) 都市整備部
- ア 計画的な都市基盤の整備による健全な市街地の形成及び快適な住環境を創出するとともに、地域特性を生かした美しい景観を形成するまちづくりを推進する。
 - イ 建築確認の審査、開発行為の許可、違法建築物への指導等を行うことにより、安全で秩序あるまちづくりを推進する。
 - ウ 公園、緑地等の充実及び都市全体の緑化に努めることにより、うるおいのある都市空間の創造及び花とみどりのまちづくりを推進する。
 - エ 市街地の面的な整備を一体的に促進する土地区画整理事業の推進により、地域特性を生かした快適で災害に強い市街地の創造を図る。
- (11) 中心市街地整備部
- ア 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上のための調整を行い、中心市街地の活性化を図る。
 - イ 徳山駅周辺の整備を推進し、交通・交流拠点の形成を図る。
- (12) 競艇事業部
- 健全かつ計画的な競艇事業の運営を確保し、その収益をもって住民福祉の増進に寄与する。
- (13) 上下水道局
- ア 将来の水需要量を的確に把握するとともに、災害に強い水道づくりを推進することにより、安心・安全で安定した給水を確保する。
 - イ 下水道の整備及び普及の促進により、快適な生活環境確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水対策を推進する。
- (14) 消防本部及び消防署
- 消防、救急救助体制の整備及び火災予防対策を推進し、総合的な消防力の充実を図ることにより、安心・安全な市民生活を確保する。

(15) 教育委員会事務局

ア 多様な学習環境の整備を図るとともに、学校、家庭及び地域社会の連携を深め、生涯学習及び社会教育を推進する。

イ スポーツ活動への参加促進、競技スポーツの振興及びスポーツ環境の整備・充実により、生涯スポーツを推進する。

ウ 優れた美術、自然科学及び図書に触れる機会を充実することにより、市民の多様な文化志向に対応した環境づくり及び文化活動の振興を推進する。

エ 文化財の計画的な調査、保存及び修復を進め、市民への公開及び学習機会の充実を図ることにより、地域の歴史、風土等を反映した文化財保護を推進する。

オ 学校、家庭及び地域社会の連携を図り、子どもの個性及び可能性を伸ばし、生きる力を養う教育を進めるとともに、教育環境を充実することにより、学校教育を推進する。

カ 学校給食の充実を図り、健康教育を推進することにより、児童・生徒の心身の健全な発達を促し、健康で明るい学校生活を支援する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

周南市の平成24年4月1日の組織機構（案）

